

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案 への市民意見の募集について

京都市では、平成19年2月制定の「子どもを共に育む京都市民憲章」をより一層推進するため、市民や子どもと家庭に関わる民間団体、学識経験者等で構成する「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)」の制定に取り組んでいます。

この度、条例骨子案について、広く市民の皆様の御意見や御感想を下記のとおり募集します。併せて、市民シンポジウムを開催しますので、お知らせします。

記

1 市民意見の募集

(1) 募集期間

平成22年11月15日(月)から12月7日(火)まで

(2) 応募方法

様式は自由です。

意見募集用パンフレットの「意見提出用紙」などをご利用いただき、郵送、ファックス又は電子メールでご応募ください。

(3) 意見募集用パンフレットの配布場所

市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所まちづくり推進課、図書館、こどもみらい館等で配布します。また、児童家庭課ホームページにおいても公開しています。

児童家庭課ホームページ

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_3.html

(4) 御意見等の取扱い

お寄せいただいた御意見等は、後日、その概要及び御意見等に対する考え方を取りまとめ公表する予定です。ただし、個人に関する情報は一切公表しません。また、御意見に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

(5) 応募・問い合わせ先

○京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 3階

電話 075-251-2380 / ファックス 075-251-2322

電子メール kosodatesien@city.kyoto.jp

○京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当

〒604-8064 京都市中京区富小路通六角下る骨屋之町 549 元生祥小学校内

電話 075-251-0456 / ファックス 075-251-1013

電子メール kateichiiki@edu.city.kyoto.jp

2 市民シンポジウムの開催

条例骨子案について市民の皆様と意見交流する場として、以下のとおり、市民シンポジウムを開催します。

(1) 日時及び場所

ア 北会場

(ア) 日時：平成22年11月29日(月)

午後3時～午後4時30分(受付 午後2時30分から)

(イ) 場所：こどもみらい館(住所：中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1)

イ 南会場

(ア) 日時：平成22年12月3日(金)

午後7時～午後8時30分(受付 午後6時30分から)

(イ) 場所：呉竹文化センター(住所：伏見区京町南7丁目35番地の1)

(2) 内容

ア 概要説明

(ア) 条例の制定趣旨について

(イ) 子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会における検討状況

(ウ) 骨子案について

イ 検討委員会からのコメント

ウ 意見交流

(3) 参加費

無料

(4) 定員

先着100名(事前申込が必要です。)

託児(6箇月から就学前まで)・手話通訳・要約筆記あり(※)

(5) 申込方法

ア 申込期間

各開催日前日まで

※ 託児・手話通訳・要約筆記を希望される方は、11月22日(月)まで

イ 申込先

京都いつでもコール

○ 電話 075-661-3755

○ ファックス 075-661-5855

○ Eメール 送信フォームを御利用ください。



<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

※ 託児・手話通訳・要約筆記を希望される方は、その旨お伝えください。

(6) 主催

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会

〔事務局 保健福祉局子育て支援部児童家庭課
教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当〕

